際 告 退 年 月 に 12 同 分 改 る 療 生 \neg 院 労 お 年 類 IF. 厚 報 お \mathcal{O} 旧 __ 示 診 第 区 後 生 療 \mathcal{O} 11 旧 け 月 別 硱 日 働 三 分 日 7 別 る 月 \mathcal{O} 表 労 カン 九 大 報 \mathcal{O} 等 ま 指 表 療 + 働 算 5 十 臣 膕 は $\dot{\Xi}$ と と 定 養 で 大 が \mathcal{O} に 日 定 適 \mathcal{O} 号。 指 属 新 に 臣 算 規 1 以 病 1 方 用 12 う。 す 院 す 定 う 定 別 定 適 療 が 法 前 算 る す 養 指 る す 方 表 用 に \mathcal{O} 以 る る 月 す に お 定 定 ___ 下 法 14 要 لح け 方 に す \mathcal{O} 中 点 る 部 た 病 す だ 前 数 診 法 を 指 院 平 同 る る ょ 改 る 月 退 に 断 別 n 病 定 成 月 療 し \mathcal{O} ま 費 三 院 院 群 養 表 費 正 病 お 病 で 分 + 院 用 用 す + \mathcal{O} 1 に \mathcal{O} 同 棟 12 以 日 7 類 \mathcal{O} --- 滴 を 病 る 年 算 に 年 件) 等 調 定 厚 区 額 用 下 算 棟 お 日 月二 と 定 方 整 کے に に 生 \mathcal{O} 分 L け 新 に 法 労 す お た 入 る 属 に L L + た 働 す る ょ 7 け 旧 別 院 ょ 療 る 算 者 る لح 省 1) る 別 表 L 九 養 同 ک 算 定 告 月 月 ま 療 表 で 改 日 1 12 う。 要 ま \mathcal{O} た 定 لح あ \mathcal{O} 正 以 示 L 養 11 た 告 す 第 で に 1 0 前 L \mathcal{O} 前 前 う。 当 た 適 て る \mathcal{O} 額 診 に 五. 月 示 \mathcal{O} _ لح 費 + 額 12 診 平 ま 該 用 断 \mathcal{O} \smile لح 者 す 群 で لح 同 成 用 九 同 ょ 療 号) る る あ に 年 部 に \mathcal{O} 月 分 に 報 \mathcal{O} + る 0 差 ま 診 類 ょ 兀 改 酬 を 額 兀 第 \mathcal{O} と 1 額 で 断 点 1) 月 正 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} を 費 算 算 は あ 7 \mathcal{O} 群 数 前 年 \mathcal{O} 定 号 ょ る 新 療 分 表 用 日 定 厚 \mathcal{O} 平 指 う 方 た 方 \mathcal{O} 别 同 養 類 12 を 以 生 だ 算 労 に 成 は 降 定 法 法 表 月 に 区 掲 分 分 引 第 改 14 0 げ 定 病 働 L + 平 平 き لح 院 1 る す 省 正 書 \mathcal{O} \mathcal{O} る 続 号 成 兀 成 規 費 7 が 区 算 告 \mathcal{O} L 規 年 分 き た 定 用 同 異 ŧ 定 示 + だ + な 第 兀 を 年 方 平 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 三 成 月 兀 適 額 る 以 に \mathcal{O} 法 L 七 年 に 場 を 月 告 書 厚 基 か 年 用 下 0 别 + 5 兀 す 算 合 11 示 表 に 六 十 生 づ 定 退 十 12 診 7 号 匹 労 月 る に 規 院 場 す 以 定 年 カン は 断 ょ 働 下 す 合 る 群 る 診 兀 省 厚 \mathcal{O} 5 日 同

日 等 \mathcal{O} 属 す る 月 \mathcal{O} 前 月 ま で \mathcal{O} __ لح 読 4 替 え る ŧ 0) と L 入 院 期 間 \mathcal{O} 起 算 日 は 入 院 \mathcal{O} 日 とす

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本則を次のように改める。

1

療 第 分 働 に 条 ま 養 に 伴 養 第 で 係 大 診 及 以 に 臣 る う び 項 療 撂 第 療 下 が 同 項 同 報 同 指 第 げ 養 条 項 項 --- 쨈 第 第 第 号 診 定 五. る \mathcal{O} 12 健 す 号 療 断 算 兀 号 養 号 群 規 康 る 定 項 に 掲 保 病 方 第 に 定 分 並 に す 類 規 げ 険 院 法 び 規 号 法 定 る 12 る 区 定 \mathcal{O} 平 す す 食 分 病 療 高 か 大 5 る る 成 事 棟 養 齢 第 と <u>二</u> 十 評 正 選 療 者 に 三 + 定 養 価 同 \mathcal{O} 1 入 う。 号 院 条 年 療 医 療 年 厚 ま 第 養 療 養 同 L で を 法 て 生 及 項 \mathcal{O} 第 律 労 除 に 項 確 に び 1 く。 掲 第 保 第 該 る 働 同 号 当 げ 七 患 省 項 12 号 12 す る 第 関 + 者 告 · 号) 及 規 る 療 兀 12 す で 示 定す 養 号 規 る t あ 第 び 第 に 定 そ 五 12 法 0 \mathcal{O} る 六 て + 限 す 律 規 \mathcal{O} 十三 次 る。 定 る 生 九 療 号) す 昭 養 別 食 \mathcal{O} 活 条 る 事 和 12 療 1 表 選 ず 第 第 12 伴 養 療 五. 17 要 定 + う 養 れ \mathcal{O} 号 す 療 項 診 七 同 同 か 第 た 養 に る 条 同 年 項 断 だ 費 第 を 項 法 第 該 群 五. 号 用 除 第 三 当 L 律 分 号 書 く。 第 項 12 す \mathcal{O} 類 号 第 に 額 掲 る 点 12 八 に げ 規 は t 数 + 規 及 号) 定 定 規 号 る 表 \mathcal{O} す 別 び 定 療 を に す か そ す 第 る 養 除 撂 る 表 5 第 る 六 評 厚 に \mathcal{O} げ ょ 生 + 同 る 生 三 療 価 뭉 条 労 兀 区 1) 養 活 療

当 該 病 院 に 入 院 し た 後二十 兀 時 間 以 内 に 死亡 L た 患者 又 は 生 後 週 間 以 内 に 死亡し た 新 生児

算

定

す

る

Ł

 \mathcal{O}

とす

る。

厚 生 一 働 大 臣 \mathcal{O} 定 め る 評 価 療 養 及 び 選 定 療 養 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 兀 百 九 + 五 号) 第

条 各 号 に 規 定 す る 評 価 療 養 を 受 け る 患 者

 \equiv

臟 器 \mathcal{O} 移 植 術 を 受 け る 患 者 で あ 0 て、 診 療 報 酬 \mathcal{O} 算 定 方 法 別 表 第 医 科 診 療 報 膕 点 数 表 以下

医 科 点 数 表 と 7 う。 \mathcal{O} う 5 次 に 掲げ る区 分 番 号 \mathcal{O} 点 数 を算定 す る Ł \mathcal{O}

イ K014 皮膚移植術 (生体・培養)

口 K014-2 皮膚移植術(死体)

八 K514-4 同種死体肺移植術

二 K514-6 生体部分肺移植術

ホ K605-2 同種心移植術

へ K605-4 同種心肺移植術

ト K697-5 生体部分肝移植術

チ K697-7 同種死体肝移植術

リ K709-3 同種死体膵移植術

ヌ K 7 0 9 5 同 種 死 体 膵が 腎 移 植 術

ル K780 同種死体腎移植術

ヲ K780-2 生体腎移植術

兀 医 科 点 数 表 \mathcal{O} う 5 次 に 掲 げ る 区 分 番 号 \mathcal{O} 点 数 を算 定

す

る

患

者

1 Α 1 0 6 障 害 者 施 設 等 入 院 基 本 料

口 Α 3 0 6 特 殊 疾 患 入 院 医 療 管 理 料

ハ Α 3 0 8 口 復 期 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院

料

= Α 3 0 8 2 亜 急 性 期 入 院 医 療 管 理 料

ホ A309 特殊疾患病棟入院料

へ A310 緩和ケア病棟入院料

1 Α 4 0 0 短 期 滯 在 丰 術 基 本 料 短 期 滞 在 手 術 基 本 料 3 を 除

五. そ \mathcal{O} 他 厚 生 労 働 大 臣 が 别 に 定 8 る 者

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 が 別 表 に ょ り 算 定 さ れ る 療 養 以 外 \mathcal{O} 療 養 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 は

医 科 点 数 表 若 L < は 診 療 報 膕 \mathcal{O} 算 定 方 法 別 表 第 歯 科 診 療 報 酬 点 数 表 以 下 歯 科 点 数 表 と **,** \ う

入 院 時 食 事 療 養 費 に 係 る 食 事 療 養 及 び 入 院 時 生 活 療 養 費 に 係 る 生 活 療 養 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に

費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 方 法 伞 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 兀 百 九 + 六 号) に ょ り 算 定 す る。

第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 療 養 に · 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 を 開 始 す る 日 \mathcal{O} 前 日 ま で に 入 院 L た 患 者 12 係 る

3

関

す

る

基

準

平

成

+

八

年

厚

生

労

働

省

告

示

第

九

+

九

号)

又

は

保

険

外

併

用

療

養

費

に

係

る

療

養

に

0

1

7

 \mathcal{O}

療 養 \mathcal{O} う ち、 当 該 開 始 す る 日 か ら 二 月 以 内 に 行 0 た ŧ 0) に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 0 1 て は 第

項の規定は適用しない。

4 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 療 養 に 要 、する 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 を 行 う病 院 に お 1 て 医 師 又 は 歯 科 医 師 \mathcal{O} 員 数 が

医 療 法 昭 和 十三 年 法 律 第 百 五. 号) 第二十 --- 条 第 項 第 号 又 は 第二 一 十 二 条 の 二 第 号 \mathcal{O} 規 定

は、 12 ょ 第 ŋ 有 項 L に な 規 け 定 れ す ば る な 患者 5 な に 7 係 こととされ る療 養に . 要す て 1 Ź る 費 員 用 数 に \mathcal{O} 額 百 \mathcal{O} 分 算 \mathcal{O} 定 七 に + つい を 乗 て じ て は 得 同 た 項 数 以 \mathcal{O} 規 下 定 で は あ 適 る 用 場 L 合 な に

0

別表を次のように改める。

別表

- 1 1日当たりの療養に要する費用の額は、17の診断群分類点数表に掲げる区分(以下「診断群分類区分」という。)及び入院期間の区分に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数に18の医療機関別係数を乗じて得た点数(以下「所定点数」という。)に基づき算定するものとする。
- 2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数(ロに掲げる点数の費用を除く。)の費用が含まれるものとする。

イ 所定点数に含まれる費用

- (1) 第1章第2部第1節入院基本料
- (2) 第1章第2部第2節入院基本料等加算
- (3) 第1章第2部第4節短期滯在手術基本料
- (4) 第2章第1部医学管理等の費用
- (5) 第2章第3部検査の費用
- (6) 第2章第4部画像診断の費用
- (7) 第2章第5部投薬の費用
- (8) 第2章第6部注射の費用
- (9) 第2章第7部第2節薬剤料
- (10) 第2章第8部第2節薬剤料
- (11) 第2章第9部処置の費用
- (12) 第2章第13部第1節病理標本作製料
- ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用
 - (1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4から注7まで、A104の注5並びにA10 5の注3及び注4に規定する費用
 - (2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで及びA236からA243までに掲げる費用
 - (3) 短期滞在手術基本料のうち、短期滞在手術基本料1及び短期滞在手術基本料2に掲げる費用
 - (4) 医学管理等の費用のうち、区分番号B000からB001-3-2まで及びB001-6 からB014までに掲げる費用
 - (5) 検査の費用のうち、区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD4 19までに掲げる費用
 - (6) 画像診断の費用のうち、通則第4号及び第6号に掲げる画像診断管理加算1並びに通則第5号及び第7号に掲げる画像診断管理加算2並びに区分番号E003(3のイ(注を含む。)に規定する費用に限る。)に掲げる費用
 - (7) 注射の費用のうち、区分番号G020に掲げる費用
 - (8) 処置の費用のうち、区分番号J001(5に限る。)、J003、J010-2、J017、J017-2、J027(1に限る。)、J038からJ042まで、J045-2、J047、J049、J052-2、J054-2、J062、J122(5及び6に限り、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J123からJ128まで(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J129(4に限り、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)並びにJ129-2(2に限る。)に掲げる処置料並びにJ038(1及び2に限る。)に掲げる人工腎臓に当たって使用した保険医療材料(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。)別表Ⅱ区分040(1)及び(5)に掲げる材料に限る。)並びにJ042に掲げる腹膜灌流(1に限る。)に当たって使用した薬剤(腹膜灌流液に限る。)及び保険医療材料(材料価格基準別表Ⅱ区分051から区分053までに掲げる材料に限る。)に係る費用
 - (9) 病理標本作製料のうち、区分番号N003に掲げる費用
 - (II) HIV感染症の患者に使用する抗HIV薬に係る費用
 - (11) 血友病等の患者に使用する遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血

液凝固第WI因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第WI因子製剤及び乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)に係る費用

- 3 所定点数に含まれていない費用については、医科点数表又は歯科点数表により算定する。
- 4 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「4に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

に加算するものとする	0	
区分番号A300に	救命救急入院料	
掲げる救命救急入院	救命救急入院料 1	
料	(3日以内の期間)	7,688点
	(4日以上7日以内の期間)	6,763点
	(8日以上14日以内の期間)	5,478点
	救命救急入院料 2	
	(3日以内の期間)	9,188点
	(4日以上7日以内の期間)	8,128点
	(8日以上14日以内の期間)	6,878点
	救命救急入院料 3	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	7,688点
	(4日以上7日以内の期間)	6,763点
	(8日以上14日以内の期間)	5,478点
	口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	7,688点
	(4日以上7日以内の期間)	6,763点
	(8日以上14日以内の期間)	5,878点
	(15日以上30日以内の期間)	6,383点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点
	救命救急入院料 4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	9, 188点
	(4日以上7日以内の期間)	8,128点
	(8日以上14日以内の期間)	6,878点
	口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	9, 188点
	(4日以上7日以内の期間)	8,128点
	(8日以上14日以内の期間)	6,878点
	(15日以上30日以内の期間)	6,383点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点
	注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であ	って精神

注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、 当該病院の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医 (以下「精神保健指定医」という。)又は精神科の医師が、 当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、 当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数 に3,000点を加算する。

2 基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号) 第九の二の(4)に規定する基準に適合しているものとして地 方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」と いう。)に届け出た病院において救命救急医療が行われた場 合には、1日につき所定点数に1,000点を加算する。 3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数 に500点を加算する。 4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数 に100点を加算する。 5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物 中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院 初日に限り所定点数に5,000点を加算する。 基本診療料の施設基準等第九の二の(7)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われ た場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に 5,000点を加算する。 区分番号A301に 特定集中治療室管理料 掲げる特定集中治療 特定集中治療室管理料1 室管理料 (7日以内の期間) 7, 188点 (8日以上14日以内の期間) 5,688点 特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) 7,188点 (8日以上14日以内の期間) 5,688点 口 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間) 7,188点 (8日以上14日以内の期間) 5,878点 (15日以上30日以内の期間) 6,383点 (31日以上60日以内の期間) 6,590点 注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定する基準に適 合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において 、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われ た場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次 に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。 (7日以内の期間) 2,000点 (8日以上14日以内の期間) 1,500点 区分番号A301-ハイケアユニット入院医療管理料 2に掲げるハイケア (14日以内の期間) 2,488点 ユニット入院医療管 (15日以上21日以内の期間) 2,993点 理料 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 区分番号A301-3に掲げる脳卒中ケ (14日以内の期間) 3,688点 アユニット入院医療 管理料

区分番号A301-	小児特定集中治療室管理料	
4に掲げる小児特定	(7日以内の期間)	13,477点
集中治療室管理料	(8日以上14日以内の期間)	11,477点
区分番号A302に	新生児特定集中治療室管理料	·
掲げる新生児特定集	新生児特定集中治療室管理料1	
中治療室管理料	(14日以内の期間)	7,988点
	(15日以上30日以内の期間)	8,493点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
	新生児特定集中治療室管理料2	
	(14日以内の期間)	3,988点
	(15日以上30日以内の期間)	4,493点
	(31日以上90日以内の期間)	4,700点
区分番号A303に	総合周産期特定集中治療室管理料	
掲げる総合周産期特	母体・胎児集中治療室管理料	
定集中治療室管理料	(14日以内の期間)	4,988点
	新生児集中治療室管理料	
	(14日以内の期間)	7,988点
	(15日以上30日以内の期間)	8,493点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
区分番号A303-	新生児治療回復室入院医療管理料	
2に掲げる新生児治	(14日以内の期間)	3,388点
療回復室入院医療管	(15日以上30日以内の期間)	3,893点
理料	(31日以上120日以内の期間)	4,100点
区分番号A305に	一類感染症患者入院医療管理料	
掲げる一類感染症患	(7日以内の期間)	6,878点
者入院医療管理料	(8日以上14日以内の期間)	5,678点
区分番号A307に	小児入院医療管理料	
掲げる小児入院医療	小児入院医療管理料1	
管理料	(14日以内の期間)	2,488点
	(15日以上30日以内の期間)	2,993点
	(31日以上の期間)	3,200点
	小児入院医療管理料 2	
	(14日以内の期間)	1,988点
	(15日以上30日以内の期間)	2,493点
	(31日以上の期間)	2,700点
	小児入院医療管理料 3	1-
	(14日以内の期間)	1,588点
	(15日以上30日以内の期間)	2,093点
	(31日以上の期間)	2,300点
	小児入院医療管理料 4	000 =
	(14日以内の期間)	988点
	(15日以上30日以内の期間)	1,493点
	(31日以上の期間)	1,700点
	小児入院医療管理料 5	00 =
	(14日以内の期間)	88点
	(15日以上30日以内の期間)	593点
	(31日以上の期間)	800点
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7) 合しているものとして地方厚生局長等に届	
1	ロしているものとして地刀序生向攻寺に佃	17 141 / こ7円 17年 7 77円 17年 (〜

おいて小児入院医療管理が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号A300に 掲げる救命救急入院 料

(-131) DE MATTER OFFICE TELECTOR	CHOCHOLITA
点数に加算するものとする。	
救命救急入院料	
救命救急入院料1	
(3日以内の期間)	7,888点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点
(8日以上14日以内の期間)	5,678点
救命救急入院料 2	
(3日以内の期間)	9,388点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点
救命救急入院料3	
イ 救命救急入院料	
(3日以内の期間)	7,888点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点
(8日以上14日以内の期間)	5,678点
口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(3日以内の期間)	7,888点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点
(8日以上14日以内の期間)	6,078点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点
救命救急入院料4	
イ 救命救急入院料	
(3日以内の期間)	9,388点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点
口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(3日以内の期間)	9,388点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点

- 注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神 疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、 当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の 精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保 健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点 を加算する。
 - 2 基本診療料の施設基準等第九の二の(4)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数 に1,000点を加算する。

	3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規	定する基準に
	適合しているものとして地方厚生局長等に届け	
	いて救命救急医療が行われた場合には、1日に	つき所定点数
	に500点を加算する。	
	4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規	
	適合しているものとして地方厚生局長等に届け	
	いて救命救急医療が行われた場合には、1日に	つき所定点数
	に100点を加算する。	
	5 注4に規定する加算を算定する病院において	
	中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場	合には、入院
	初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	
	6 基本診療料の施設基準等第九の二の(1)に規	定する基準に
	適合しているものとして地方厚生局長等に届け	
	いて、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急	
	た場合には、小児加算として、入院初日に限	り所定点数に
	5,000点を加算する。	
区分番号A301に	特定集中治療室管理料	
掲げる特定集中治療	特定集中治療室管理料1	
室管理料	(7日以内の期間)	7,388点
	(8日以上14日以内の期間)	5,888点
	特定集中治療室管理料 2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	7,388点
	(8日以上14日以内の期間)	5,888点
	口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	7,388点
	(8日以上14日以内の期間)	6,078点
	(15日以上30日以内の期間)	6,383点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点
	注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定	する基準に適
	合しているものとして地方厚生局長等に届け出た	病院において
	、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われ	
	た場合には、小児加算として、当該患者の入院期	間に応じ、次
	に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。	
	(7日以内の期間)	2,000点
	(8日以上14日以内の期間)	1,500点
区分番号A301-	ハイケアユニット入院医療管理料	
2に掲げるハイケア	(14日以内の期間)	2,688点
ユニット入院医療管	(15日以上21日以内の期間)	2,993点
理料		
区分番号 A 3 0 1 -	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
3に掲げる脳卒中ケ	(14日以内の期間)	3,888点
アユニット入院医療		
管理料		
区分番号A301-	小児特定集中治療室管理料	
4に掲げる小児特定	(7日以内の期間)	13,677点
集中治療室管理料	(8日以上14日以内の期間)	11,677点
区分番号A302に	新生児特定集中治療室管理料	
掲げる新生児特定集	新生児特定集中治療室管理料1	

中治療室管理料	(14日以内の期間)	8, 188点
T 印源主旨 生代	(15日以上30日以内の期間)	8, 493点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
	新生児特定集中治療室管理料 2	o, 100/m
	(14日以内の期間)	4, 188点
	(15日以上30日以内の期間)	4, 493点
	(31日以上90日以内の期間)	4,700点
区分番号A303に	総合周産期特定集中治療室管理料	1, 100///
掲げる総合周産期特	母体・胎児集中治療室管理料	
定集中治療室管理料	(14日以内の期間)	5, 188点
	新生児集中治療室管理料	-,,
	(14日以内の期間)	8, 188点
	(15日以上30日以内の期間)	8, 493点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
区分番号A303-	新生児治療回復室入院医療管理料	<u> </u>
2に掲げる新生児治	(14日以内の期間)	3,588点
療回復室入院医療管	(15日以上30日以内の期間)	3,893点
理料	(31日以上120日以内の期間)	4,100点
区分番号A305に	一類感染症患者入院医療管理料	
掲げる一類感染症患	(7日以内の期間)	7,078点
者入院医療管理料	(8日以上14日以内の期間)	5,878点
区分番号A307に	小児入院医療管理料	
掲げる小児入院医療	小児入院医療管理料1	
管理料	(14日以内の期間)	2,688点
	(15日以上30日以内の期間)	2,993点
	(31日以上の期間)	3,200点
	小児入院医療管理料 2	
	(14日以内の期間)	2,188点
	(15日以上30日以内の期間)	2,493点
	(31日以上の期間)	2,700点
	小児入院医療管理料3	
	(14日以内の期間)	1,788点
	(15日以上30日以内の期間)	2,093点
	(31日以上の期間)	2,300点
	小児入院医療管理料4	
	(14日以内の期間)	1,188点
	(15日以上30日以内の期間)	1,493点
	(31日以上の期間)	1,700点
	小児入院医療管理料 5	
	(14日以内の期間)	288点
	(15日以上30日以内の期間)	593点
	(31日以上の期間)	800点
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規	
	合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に	
	おいて小児入院医療管理が行われた場合には、	1日につき所定
	点数に100点を加算する。	

^{6 3}の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院(4に規定する病院及び5に規定する病院を除く。以下「6に規定する病院」という。)であって、医科点数表第1章第2部第3 節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養

に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに 、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

、それぞれ同表の右欄	に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。	
区分番号A300に	救命救急入院料	
掲げる救命救急入院	救命救急入院料1	
料	(3日以内の期間)	7,950点
	(4日以上7日以内の期間)	7,025点
	(8日以上14日以内の期間)	5,740点
	救命救急入院料 2	
	(3日以内の期間)	9,450点
	(4日以上7日以内の期間)	8,390点
	(8日以上14日以内の期間)	7,140点
	救命救急入院料3	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	7,950点
	(4日以上7日以内の期間)	7,025点
	(8日以上14日以内の期間)	5,740点
	口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	7,950点
	(4日以上7日以内の期間)	7,025点
	(8日以上14日以内の期間)	6,140点
	(15日以上30日以内の期間)	6,398点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点
	救命救急入院料4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	9,450点
	(4日以上7日以内の期間)	8,390点
	(8日以上14日以内の期間)	7,140点
	口 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	9,450点
	(4日以上7日以内の期間)	8,390点
	(8日以上14日以内の期間)	7,140点
	(15日以上30日以内の期間)	6,398点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点

- 注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神 疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、 当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の 精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保 健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点 を加算する。
 - 2 基本診療料の施設基準等第九の二の(4)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数 に1,000点を加算する。
 - 3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお いて救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数 に500点を加算する。
 - 4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規定する基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院にお

	いて救命救急医療が行われた場合には、1日に~	つき所定点数
	に100点を加算する。	
	5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物	
	中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院	
	初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	
	6 基本診療料の施設基準等第九の二の(7)に規定	する基準に
	適合しているものとして地方厚生局長等に届け	
	いて、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急	
	た場合には、小児加算として、入院初日に限り	
	5,000点を加算する。	/// /C/// 3/(1-
区分番号A301に		
掲げる特定集中治療	特定集中治療室管理料1	
室管理料	(7日以内の期間)	7,450点
土自在作	(8日以上14日以内の期間)	5, 950点
	特定集中治療室管理料2	0, 500///
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	7,450点
	(8日以上14日以内の期間)	5, 950点
		5, 950点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 (7日以内の期間)	7 450 占
		7,450点
	(8日以上14日以内の期間)	6,140点
	(15日以上30日以内の期間)	6,398点
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点
	注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定す	
	合しているものとして地方厚生局長等に届け出た料理を表現して特定集中が展示。	
	、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管	
	た場合には、小児加算として、当該患者の入院期間 に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。	引に心し、次
		0 000 =
	(7日以内の期間)	2,000点
区八乎日 4 9 0 1	(8日以上14日以内の期間)	1,500点
区分番号A301-	ハイケアユニット入院医療管理料	0.750.
2に掲げるハイケア	(14日以内の期間)	2,750点
ユニット入院医療管	(15日以上21日以内の期間)	3,008点
理料		
区分番号A301-	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14月以内の期間)	0 050 5
3に掲げる脳卒中ケ	(14日以内の期間)	3,950点
アユニット入院医療		
管理料		
区分番号A301-	小児特定集中治療室管理料	10 500 5
4に掲げる小児特定	(7日以内の期間)	13,739点
集中治療室管理料	(8日以上14日以内の期間)	11,739点
区分番号A302に	新生児特定集中治療室管理料	
掲げる新生児特定集	新生児特定集中治療室管理料1	0.050 =
中治療室管理料	(14日以内の期間)	8,250点
	(15日以上30日以内の期間)	8,508点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
	新生児特定集中治療室管理料 2	
	(14日以内の期間)	4,250点
	(15日以上30日以内の期間)	4,508点

	(31日以上90日以内の期間)	4,700点
区分番号A303に	総合周産期特定集中治療室管理料	
掲げる総合周産期特	母体・胎児集中治療室管理料	
定集中治療室管理料	(14日以内の期間)	5,250点
	新生児集中治療室管理料	
	(14日以内の期間)	8,250点
	(15日以上30日以内の期間)	8,508点
	(31日以上90日以内の期間)	8,700点
区分番号A303-	新生児治療回復室入院医療管理料	
2に掲げる新生児治	(14日以内の期間)	3,650点
療回復室入院医療管	(15日以上30日以内の期間)	3,908点
理料	(31日以上120日以内の期間)	4,100点
区分番号A305に	一類感染症患者入院医療管理料	
掲げる一類感染症患	(7日以内の期間)	7,140点
者入院医療管理料	(8日以上14日以内の期間)	5,940点
区分番号A307に	小児入院医療管理料	
掲げる小児入院医療	小児入院医療管理料1	
管理料	(14日以内の期間)	2,750点
	(15日以上30日以内の期間)	3,008点
	(31日以上の期間)	3,200点
	小児入院医療管理料2	
	(14日以内の期間)	2,250点
	(15日以上30日以内の期間)	2,508点
	(31日以上の期間)	2,700点
	小児入院医療管理料3	
	(14日以内の期間)	1,850点
	(15日以上30日以内の期間)	2,108点
	(31日以上の期間)	2,300点
	小児入院医療管理料4	
	(14日以内の期間)	1,250点
	(15日以上30日以内の期間)	1,508点
	(31日以上の期間)	1,700点
	小児入院医療管理料5	
	(14日以内の期間)	350点
	(15日以上30日以内の期間)	608点
	(31日以上の期間)	800点
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規	見定する基準に適
	合しているものとして地方厚生局長等に届け	
	おいて小児入院医療管理が行われた場合には、	1日につき所定
	点数に100点を加算する。	

7 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(6)に規定する患者に該当する者(4の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を

所定点数から減じるものとする。

区分番号A104に	7対1入院基本料	125点
掲げる特定機能病院	10対1入院基本料	105点

入院基本料(一般病 棟に限る。)

8 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(5)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の(6)に規定する患者に該当する者(5の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定

点数から減じるものとする。

区分番号A105に	7 対 1 入院基本料	125点
掲げる専門病院入院	10対1入院基本料	105点
基本料	13対1入院基本料	88点

9 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の(9)に規定する患者に該当する者(6の表に掲げる点数を加算するものを除く。)の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じ

るものとする。

00000		
区分番号A100に	7 対 1 入院基本料	125点
掲げる一般病棟入院	7 対 1 特別入院基本料	100点
基本料		
	10対1入院基本料	105点
	10対1特別入院基本料	83点
	13対1入院基本料	88点
	15対1入院基本料	76点
	特別入院基本料	46点

10 1の規定にかかわらず、4に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の(7)に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の(8)に規定する日(4の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数

から減じるものとする。

区分番号A104に	7 対 1 入院基本料	125点
掲げる特定機能病院	10対1入院基本料	105点
入院基本料(一般病		
棟に限る)		

11 1の規定にかかわらず、5に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の(7)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の六の(8)に規定する日(5の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数か

ら減じるものとする。

区分番号A105に	7 対 1 入院基本料	125点
掲げる専門病院入院	10対1入院基本料	105点
基本料	13対1入院基本料	88点

12 1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の(II)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(II)に規定する日(6の表に掲げる点数を加算する日を除く。)の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるも

のとする。

区分番号A100に	7対1入院基本料	125点
掲げる一般病棟入院	7 対 1 特別入院基本料	100点
基本料		
	10対1入院基本料	105点
	10対1特別入院基本料	83点
	13対1入院基本料	88点
	15対1入院基本料	76点
	特別入院基本料	46点

- 13 17の診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日数を超えた入院期間における療養に要する費用の額の算定については、1から12まで及び14から16までの規定にかかわらず、第2項の規定の例による。ただし、悪性腫瘍患者等(化学療法等を実施されたものに限る。)であって、化学療法等に関する診断群分類区分に係る診断群分類点数表に掲げる入院日(日)のⅢの欄に掲げる日までに化学療法等が実施されないものについては、第2項の規定にかかわらず、当該患者に投与する抗悪性腫瘍剤等の薬剤料を算定することができない。
- 14 退院の日又は一般病棟以外の病棟への転棟等の前日(以下「退院の日等」という。)における療養に適用する診断群分類区分と退院の日等の前日までにおける療養に適用した診断群分類区分とが異なる場合には、退院の日等の属する月の前月までに療養に要する費用の額として算定した額と同月までの療養について退院の日等における療養に適用する診断群分類区分により算定した額との差額を、退院の日等の属する月の分の費用の額を算定する際の点数において調整する。
- 15 この表により算定する費用の額は、1点の単価を10円として、それぞれこの表により算定した点数に乗じて得た額とする。
- 16 この表により病院が保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者をいう。)又は後期高齢者医療広域連合(同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)ごとに請求すべき療養に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 17 診断群分類点数表は、次のとおりとし、同表に掲げる傷病名、手術、処置等及び副傷病名については、別に厚生労働大臣の定めるところによる。

18 4に規定する病院、5に規定する病院及び6に規定する病院の医療機関別係数は、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める基礎係数、暫定調整係数及び機能評価係数 I と、別に厚生労働大臣が定める機能評価係数 I とを合算して得た係数とする。